

利府町監査告示第2号

平成27年4月1日受理した利府町職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査を行った結果を次のとおり公表する。

平成27年5月25日

利府町監査委員 宮 城 正 義

同 阿 部 まさ子

利府町職員措置請求の監査結果について

第1 請求の受付

- 1 請求人 住所・氏名 省略
- 2 請求書の提出年月日 平成27年4月1日
- 3 請求の内容
(1) 請求人提出の利府町職員措置請求書による請求の内容（原文）

利府町長等に関する措置請求の要旨

平成26年度、利府町長や副町長は、町の公共事業を請負う各種企業団体の総会や新年会、忘年会または観桜会の会場である割烹やホテルなどの宴席に出席し、交際費が支出された。

上記の内容は、本町の公共事業等に係わりのある各種の企業者

が「利府町建設災害防止協議会」(土建業、造園業、上下水道業、電気工事業、建築業)を組織した団体をはじめ、業種毎に梨電会、梨景会、建設職工組合などの団体が開催した8回もの行事に出席し交際費の支出があった。これらの団体は、前述した通り本町公共工事等を請負う受注業者であり、行政の道義的責務を果たすうえで公共事業等の発注契約関連業務以外での接触交流を避けることは業務の公正公平・公明性を堅持する行政としての当然の姿勢である。

にもかかわらず行政が執るべき原則を逸脱したこれらの行為は、住民全体への奉仕者であるべき行政トップ等の姿勢に行政効果が伴っているのかが疑問視され、多くの町民から現状に対する疑義の声が広がっていることは言うまでもない。

以上、町長等の、営利団体の開催する宴席への出席と交際費支出に関する行為は公務とは関連しない行為であり、交際費とはいわず住民の貴重な公費からの支出であり、「地方自治法 第二条14・その事務を処理するに当たっては、住民の福祉に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とした「地方自治法」に反した行為であり、違法、不当である。

よって、監査委員は、町長に対し、企業団体の開催行事への不必要な出席を改め、不当に支出された交際費の返還などの必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

尚、宮城黒川管内町村長交際費支出に関する情報開示によれば、企業団体の開催行事への出席及び交際費支出において、同一団体に複数回に及ぶ出席・交際費支出等の実態は、利府町以外の町村には、確認されなかった。利府町長等の企業団体との密接な交流や交際費支出は極めて異常な状況である。

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え提出しますので必要な措置を請求します。

(2) 請求書に添付された事実を証する書面

ア 平成26年度利府町長交際費支出

町と係わりのある企業団体への交際費支出の実態

イ 総会及び懇親会等の案内通知(写し)

ウ 宮城黒川管内町村長・企業団体開催行事への交際費支出

4 請求の要件審査

要件審査の結果、本件請求は法第242条の所定の要件を具備しているものと認め、平成27年4月6日受理し監査することを決定した。

第2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。これに対し、新たな証拠の提出はなかったが、本件請求にかかる補足説明を受けた。

(1) 陳述の実施

平成27年4月17日(金)午前10時～午前10時20分
利府町役場2階 第3会議室

2 監査対象事項等

(1) 監査対象事項

請求書、陳述及び添付された事実証拠を勘案して、町長等が各種企業団体の行事に出席したこと及び出席に伴って交際費を支出したことが、違法又は不当な行為に当たるのか否かを監査対象とした。

(2) 監査対象機関

総務課を監査対象機関とし、必要な資料の提供を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第3 監査の結果等

1 監査の結果

本件請求については、法第242条第8項の規定により監査委員の合議した結果、次のとおり決定した。

平成26年度に支出した利府町長交際費は、違法、不当なものではなく、本件請求には、理由がないものと認め棄却する。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係機関からの事情聴取及び関係資料の調査を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 請求人が主張する8回の行事への出席者等について

ア 利府町建設災害防止協議会 役員有志会 懇親会

【日時】平成26年4月5日(土)午後6時

【場所】和風れすとらん 加瀬

【出席者】町：町長

相手方：協議会役員14人

【祝儀】5,000円

イ 利府町建設災害防止協議会 観桜会

【日時】平成26年4月19日(土)午前11時

【場所】菅谷公民館

【出席者】町：副町長

相手方：会員事業所の代表等26人

【祝儀】3,000円

ウ 利府町建設災害防止協議会 安全大会

【日時】平成26年11月28日(金)午後2時

【場所】町民交流館 研修室

【出席者】町：生活環境課長

相手方：会員事業所の代表等70人

【祝儀】3,000円

エ 利府町建設災害防止協議会 総会及び新年懇親会

【日時】平成27年1月25日(日)正午

【場所】沢乙温泉 内海旅館

【出席者】町：町長及び副町長

相手方：会員事業所の代表等33人

【祝儀】10,000円(5,000円×2人分)

オ 利府町梨電会 通常総会

【日時】平成26年5月9日(金)午後6時

【場所】割烹 栄福

【出席者】町：町長

相手方：会員事業所の代表等7人

【祝 儀】 5, 0 0 0 円

カ 利府町造園・修景協力会 懇談会

【日 時】 平成 2 6 年 7 月 4 日 (金) 午後 7 時

【場 所】 和風れすとらん 加瀬

【出席者】 町：町長

相手方：会員事業所の代表等 9 人

【祝 儀】 5, 0 0 0 円

キ 利府町造園・修景協力会 忘年会

【日 時】 平成 2 6 年 1 2 月 9 日 (火) 午後 6 時

【場 所】 和風れすとらん 加瀬

【出席者】 町：町長

相手方：会員事業所の代表等 1 0 人

【祝 儀】 5, 0 0 0 円

ク 利府町建設職工組合 懇親会

【日 時】 平成 2 7 年 1 月 1 5 日 (木) 午後 5 時

【場 所】 ホテル 浦島荘

【出席者】 町：副町長

相手方：組合員 2 4 人

【祝 儀】 5, 0 0 0 円

(2) 交際費の支出基準について

町長交際費は、秘書業務を担当する総務課において管理している。

町長に対する各種行事への出席依頼の案内通知は、総務課において一括受理され、1 件ごとに開催趣旨や出席者の範囲、町長の当日の行動計画、過去の出席状況等を勘案した上で、本人出席か代理出席の可否の判断をしている。また、交際費の額については、次の町長交際費の執行に関する基準（以下「執行基準」という。）に基づき、開催場所や開催趣旨などを検討した上で金額を決定している。

町長交際費の執行に関する基準

1 交際費の執行範囲

交際費は、町を代表して社会通念上必要と認められる接遇、儀礼、交際等に要する経費であり、その執行の範囲は次のとおりとする。

(1) 各種贈呈経費等

①慶事、②病氣見舞、③葬儀、④土産、⑤賛助、⑥餞別、⑦御礼等

(2) 各種催事等に出席する場合の会費及び負担金

(3) 接遇、儀礼、交際等のための飲食を伴う懇談会等に要する経費

2 執行者の範囲

町長及び町長代理人とする。

3 限度額等

交際費は、町とのかかわりを十分考慮し、社会通念上認められる必要最小限度の範囲で行うものとし、概ね次の基準によることとする。

(1) 各種贈呈経費等は、次のとおりとする。

① 慶事における祝儀は、催事の趣旨、団体の規模、開催場所、開催規模等を総合的に勘案し、概ね次のとおりとする。ただし、その催事等が会費制の場合は会費額とする。

ア 町の補助金交付団体が行う各種総会、大会、研修会等に対する交際費の執行は、原則として行わないものとする。ただし、会食等を伴う場合は、開催場所、団体の規模、事業の性質等を十分考慮し、執行金額を決定するが、概ね以下のとおりとする。

(ア) 会食が弁当又は昼食程度の場合は3,000円とする。

(イ) 会食が夕食又は酒席を伴う場合は5,000円とする。

(ウ) 研修等で宿泊し、夕食又は酒席を伴う場合は、

10,000円とする。

イ 町補助金交付対象外団体が行う各種総会、大会、研修会等に対する交際費の執行は、開催場所、団体の規模、事業の性質等を十分考慮し、執行金額を以下のとおりとする。ただし、スポーツ大会、祭事等における祝儀については、

この限りではない。

(ア) 会食が弁当又は昼食程度の場合は 3,000 円とする。

(イ) 会食が夕食又は酒席を伴う場合は 5,000 円とする。

(ウ) 研修等で宿泊し、夕食又は酒席を伴う場合は、

10,000 円とする。

ウ 町が主催する各種総会、大会、研修会、祭り等に対する交際費の執行は行わないものとする。

エ 議員個人（後援会等を含む）が行う新年会、忘年会、行政報告会、パーティー等に対する交際費の執行は行わないものとする。また、選挙に係る陣中見舞いや事務所開き等への執行も同様とする。

② 葬儀の際の香典、生花（花輪）及び病氣見舞い等の経費については、概ね別表 1 のとおりとする。ただし、法要の経費は執行しないものとする。

③ 土産は、5,000 円以内とする。

④ 餞別、激励金は、10,000 円以内とし、または花束を贈呈する。ただし、公務員の人事異動、退職による餞別等は、行わないものとする。

⑤ 町民又は町内の団体が芸術、スポーツ等において東北、全国又は世界大会に出場する場合の激励金は、個人 5,000 円、団体 10,000 円以内とする。

⑥ 御礼に伴う贈答品は、10,000 円以内とする。

⑦ 賛助（協賛）金は、事業の趣旨、町との係わり等を考慮し、必要最小限度額とする。

(2) 各種催事等に出席する場合の会費及び負担金は、催事の趣旨、出席者の範囲、町政とのかかわり、開催場所等を勘案し、出席の可否を判断して執行するものとし、その執行額は協議金額とする。

(3) 接遇、儀礼、交際等のための飲食を伴う懇談会等は、町側の出席者をできる限り最小限にし、その内容に応じた適切な場所で必要最小限度の経費で行うものとし、概ね 5,000 円を限度とする。ただし、必要最小限度が 5,000 円を超える場合は、執行金額とする。

① 懇談会等に要する経費等は、食糧費で支出する懇談会等との支出区分を明確にするとともに、交際費による懇談会等の

執行にあたっては、下記により必要最小限の範囲で行うものとする。

ア 経費は、社会通念上認められる必要最小限の範囲で行うものとする。

イ 町側の出席者は、目的、相手方の人数等を十分勘案し、必要最小限とする。

ウ 開催場所は、懇談会等の目的、内容、相手方の人数等を勘案し、適切な場所を選定する。

エ 懇談会等の終了後に行われる二次会を行わない。

(4) お中元、お歳暮等としての交際費の執行は行わないものとする。

(5) 祝電、メッセージ等による祝意、激励については、概ね別表2に該当した場合とする。

4 その他

(1) この他定めのない事項や疑義が生じた場合は、町長と協議し執行するものとする。

(2) この基準は、平成15年4月1日から実施する。

(3) 職員等の弔慰に関する内規（昭和63年利府町訓令第2号）は廃止する。

(4) この基準は、平成23年4月1日から改正し実施する。

(5) この基準は、平成24年4月2日から改正し実施する。

(6) この基準は、平成24年10月1日から改正し実施する。

(7) この基準は、平成24年12月1日から改正し実施する。

別表第1（省略）

別表第2（省略）

なお、町長交際費の執行に関する基準は、平成15年4月1日に制定され、その後、時勢に応じた見直しがなされている。

交際費の支出にあたっては、その経費の性質上、現金払いの必要性があるため、法第232条の5第2項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第161条第1項第17号、利府町財務規則（平成13年規則第11号。以下「財務規則」という。）第46条第1項第4号及び同条第2項の規定により一

定額の資金前渡を受け金融機関に預け入れ、適正に保管されている。資金前渡された交際費の執行に際しては、財務規則第48条第2項の規定により、現金出納簿に一件ごとに記載され、出納の事実を明らかにしている。

(3) 利府町建設災害防止協議会について

利府町建設災害防止協議会（以下「災防協」という。）は、土木工事、電気工事、造園工事、管工事及び建築工事などの事業活動をしている36事業者で構成され、工事現場における災害防止の積極的な推進等を目的に設立された業界の関連団体である。

町と災防協は、町内に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、会員が所有する建設資機材や労力を支援する災害対策支援業務に関する協定を平成18年8月に締結している。

東日本大震災時においては、被災状況調査や応急給水活動をはじめ、公共施設の応急復旧活動等に会員が保有する人材や資材、車両等の提供を受けたほか、津波被害のあった浜田地区、須賀地区のがれき撤去作業、畳上げ作業、消毒作業などの支援を受けている。平常時には、道路清掃、除草作業といった活動のほか、年末年始の役場庁舎への門松の寄贈など、社会貢献活動を長年実施している。

(4) 利府町梨電会について

利府町梨電会（以下「梨電会」という。）は、町内に事業所を有する電気工事業を営む7事業者で構成され、その全てが前述した災防協の会員として登録されている。

災防協の会員としての活動のほか、梨電会の独自の活動として、利府駅前にイルミネーションを設置する活動を長年に渡り実施している。

(5) 利府町造園・修景協力会について

利府町造園・修景協力会（以下「梨景会」という。）は、町内に事業所を有する造園・緑化工事等を営む法人及び個人の10事業者で構成されている。うち、9事業者が前述の災防協

の会員として登録されており、社会貢献活動に参加している。

(6) 利府町建設職工組合について

利府町建設職工組合（以下「職工組合」という。）は、町内において大工、左官、板金工、鉄骨工、左官工、電気工など建設業に従事する111人（平成26年12月末現在）の組合員で構成する団体で、宮城県建設職組合連合会を構成する単位組合である。職工組合は、利府松島商工会内に事務局が置かれ、職工組合の組合員となることで宮城県建設業国民健康保険組合や建設業退職金共済制度、労災保険に加入することができるなど、建設労働者の社会的経済的地位の向上を目的とした団体である。

職工組合の青年部においては、社会貢献活動として長年町内の小学校に対し本立てや教材棚、すのこなどを寄贈している。

3 監査委員の判断

(1) 交際費について

ア 交際費

交際費は、法第232条第1項の「普通地方公共団体は、当該地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。」という規定に基づき、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第15条第2項別記で定める「交際費」から支出される経費である。

イ 交際費の意義

交際費とは、行政実例によって、「一般的には対外的に活動する普通地方公共団体の長その他の執行機関がその行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である。」と解釈されている。

ウ 交際費の必要性及び範囲

交際費の許容性については、平成18年12月1日の最高裁判所判決において、「普通地方公共団体も社会的実態を有するものとして活動している以上、当該普通地方公共団体の事務を

遂行し対外的折衝等を行う過程において、長又はその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、上記事務に随伴するものとして許容されるというべきである。

そして、普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（法1条の2第1項）などを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。」と判断が示されている。

同判決の原審である平成14年12月24日の東京高等裁判所判決において、「一般的な友好、信頼関係の維持増進自体が目的である場合には、関係者に対する儀礼を尽くすために必要な最小限度の範囲内において許容されたものであるから、儀礼を尽くす契機となった行事や出来事自体に公務性や行政上の有益性があることが要求されるものではなく、儀礼的行為を行うことによって行政の円滑な運営を図ることができるという公益に資するものであれば足りるというべきである。」と判断が示されている。

このように、対外的な接遇に当たっては、職務との関連性や相手方の性格、行事等の性格などを基準として、総合的に判断すべきものであると言える。

本件請求について団体ごとに（2）から（5）までのとおり判断する。

（2） 災防協についての判断

請求人は、営利団体の主催する行事への出席は、公務とは関

連しない行為であると主張しているが、行事への出席は、町の代表者等である町長及び副町長という公人に対して、防災協から案内があった懇親会等に出席（代理出席含む。）したものである。出席した懇親会等は、町と関わりのある多業種から成る団体に係るもので、特定の事業者とのものではなく、出席した4回いずれもが町長の秘書業務を担当する総務課において開催の趣旨のほか、出席者の範囲や過去における対応状況など、総合的に勘案した上で町長等が出席したものであり、町長等の個人的又は政治的な目的があったものではないと判断できる。

防災協は、平成18年に町と災害対策支援業務に関する協定を結んでいる団体である。東日本大震災時には発生時の被災状況調査をはじめ、津波被害のあった浜田地区、須賀地区のがれきの撤去作業や畳上げ作業などに従事し、復旧作業に多大な貢献のあった団体と認められる。また、自然災害は地震ばかりではなく、台風や大雨はもとより、昨今の異常気象による局所的な豪雨や竜巻、さらには、活発な火山活動などによってもたらされるものであり、未然の防止策を講じたとしても万全とは断言できないものがある。町民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う普通地方公共団体の長として、災害の発生時に備え人材や資機材を有するこれらの団体と交際することは一般的な友好、信頼関係の構築のためであっても公益に資するものがあるものと解する。

普通地方公共団体の長が外部団体等に儀礼的な挨拶をし、最新の情報を報告し、町政への理解を求め、意見をくみ取るなどし、お互いの意見交換を図ることは、対外的な渉外、接遇であり、その過程において社会通念上の儀礼の範囲にとどまる接遇を行うことは、当該普通地方公共団体も社会的実態を有するものとして活動している以上、許容されるべきものである。また、出席回数多寡をもって行政の道義的責務を逸脱しているとまで断定することはできないものと判断する。

請求人は、営利団体の主催する行事への交際費の支出は、法第2条第14項の規定に反した違法、不当な支出であると主張しているが、行事への出席に伴って交付した祝儀は、町長交際費の適正かつ公正な執行を図るために定めている執行基準に

基づいて支出したものである。請求人は、法第2条第14項の規定を違法とする根拠条文としているが、同規定は地方自治運営の基本原則を規定したものであり、この規定から直接的に町長の交際費の支出についての具体的な義務を導き出すことはできないものと解するのが相当であり、交際費は職務執行上の交際に費消されるものであって、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているか否かをもって判断すべきものとされている。社会通念上儀礼の範囲を逸脱しているか否かについては、行政事務及び事業と会合等の関連性、接遇の必要性、接遇の相手方の身分及び地位、接遇の内容等から判断すべきであり、防災協への交際費の支出は、いずれも、町政についての理解を求める機会として捉え、各種行政分野に関する情報、意見交換や意思疎通を目的としたもので、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱した交際費の支出には当たらないものと判断する。また、交際費の額については、執行基準に基づいて5千円を限度に支出しているものであり、交際費としての支出には違法性、不当性はないものと解する。

(3) 梨電会についての判断

請求人は、営利団体の主催する行事への出席は、公務とは関連しない行為であると主張しているが、行事への出席は、町の代表者である町長という公人に対して、梨電会から案内があった総会に出席したものである。出席した総会は、町と関わりのある電気工事業者から成る団体に係るもので、特定の事業者のものではなく、出席に当たっては、町長の秘書業務を担当する総務課において開催の趣旨のほか、出席者の範囲や過去における対応状況など、総合的に勘案した上で出席したものであり、町長の個人的または政治的な目的があったものではないと判断できる。

梨電会は、その構成する事業所全てが防災協の会員としても登録されている団体であるが、梨電会独自の事業として利府駅前にイルミネーションを設置する社会貢献活動を長年実施している。この事業は、町の年末の風物詩として定着してきているほか、利府駅前の活性化にも貢献しているものと理解でき、このような団体へ儀礼を尽くすことには一定の理由があるも

のと判断する。

普通地方公共団体の長が外部団体等に儀礼的な挨拶をし、最新の情報を報告し、町政への理解を求め、意見をくみ取るなどし、お互いの意見交換を図ることは、対外的な渉外、接遇であり、その過程において社会通念上の儀礼の範囲にとどまる接遇を行うことは、当該普通地方公共団体も社会的実態を有するものとして活動している以上、許容されるべきものである。

請求人は、営利団体の主催する行事への交際費の支出は、法第2条第14項の規定に反した違法、不当な支出であると主張しているが、行事への出席に伴って交付した祝儀は、町長交際費の適正かつ公正な執行を図るために定めている執行基準に基づいて支出したものである。請求人は、法第2条第14項の規定を違法とする根拠条文としているが、同規定は地方自治運営の基本原則を規定したものであり、この規定から直接的に町長の交際費の支出についての具体的な義務を導き出すことはできないものと解するのが相当であり、交際費は職務執行上の交際に費消されるものであって、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているか否かをもって判断すべきものとされている。社会通念上儀礼の範囲を逸脱しているか否かについては、行政事務及び事業と会合等の関連性、接遇の必要性、接遇の相手方の身分及び地位、接遇の内容等から判断すべきであり、梨電会への交際費の支出は、いずれも、町政についての理解を求める機会として捉え、各種行政分野に関する情報、意見交換や意思疎通を目的としたもので、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱した交際費の支出には当たらないものと判断する。また、交際費の額については、執行基準に基づいて5千円を限度に支出しているものであり、交際費としての支出には違法性、不当性はないものと解する。

(4) 梨景会についての判断

請求人は、営利団体の主催する行事への出席は、公務とは関連しない行為であると主張しているが、行事への出席は、町の代表者である町長という公人に対して、梨景会から案内があった懇談会等に出席したものである。出席した懇談会等は、町と関わりのある造園・緑化工事業者からなる団体に係るもので、

特定の事業者とのものではなく、出席に当たっては、町長の秘書業務を担当する総務課において開催の趣旨のほか、出席者の範囲や過去における対応状況など、総合的に勘案した上で町長が出席したものであり、町長の個人的又は政治的な目的があったものではないと判断できる。

梨景会は、その構成事業所の全てが防災協の会員として登録されているわけではなく、一個の独立した団体としての外部性はあるものと理解することができ、出席をもって行政の道義的責務を逸脱しているとまで断定することはできないものと判断する。

普通地方公共団体の長が外部団体等に儀礼的な挨拶をし、最新の情報を報告し、町政への理解を求め、意見をくみ取るなどし、お互いの意見交換を図ることは、対外的な渉外、接遇であり、その過程において社会通念上の儀礼の範囲にとどまる接遇を行うことは、当該普通地方公共団体も社会的実態を有するものとして活動している以上、許容されるべきものである。

請求人は、営利団体の主催する行事への交際費の支出は、法第2条第14項の規定に反した違法、不当な支出であると主張しているが、行事への出席に伴って交付した祝儀は、町長交際費の適正かつ公正な執行を図るために定めている執行基準に基づいて支出したものである。請求人は、法第2条第14項の規定を違法とする根拠条文としているが、同規定は地方自治運営の基本原則を規定したものであり、この規定から直接的に町長の交際費の支出についての具体的な義務を導き出すことはできないものと解するのが相当であり、交際費は職務執行上の交際に費消されるものであって、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているか否かをもって判断すべきものとされている。社会通念上儀礼の範囲を逸脱しているか否かについては、行政事務及び事業と会合等の関連性、接遇の必要性、接遇の相手方の身分及び地位、接遇の内容等から判断すべきであり、梨景会への交際費支出は、いずれも、町政についての理解を求める機会として捉え、各種行政分野に関する情報、意見交換や意思疎通を目的としたもので、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱した交際費の支出には当たらないものと判断する。また、交際費の額については、執行基準に基づいて5千円を限度に支出しているもの

であり、交際費としての支出には違法性、不当性はないものと解する。

(5) 職工組合についての判断

請求人は、営利団体の主催する行事への出席は、公務とは関連しない行為であると主張しているが、行事への出席は、町の代表者である町長という公人に対して、職工組合から案内があった総会後の懇親会に出席したものである。出席した懇親会は、町と関わりのある建設業に従事する組合員から成る団体に係るもので、特定の組合員や事業者とのものではなく、出席に当たっては、町長の秘書業務を担当する総務課において開催の趣旨のほか、出席者の範囲や過去における対応状況など、総合的に勘案した上で副町長が代理出席したものであり、町長の個人的又は政治的な目的があったものではないと判断できる。

職工組合は、宮城県建設職組合連合会の単位組合であること、宮城県建設業国民健康保険組合利府支部の側面を持つ団体であること、利府松島商工会で事務局としての事務を執っていることから、前述の災防協とはその活動内容を異にする独立した団体としての外部性はあるものと理解することができる。さらに、職工組合青年部においては、町内の小学校に本立てや教材棚、すのこなどを寄贈し、本町の教育環境の整備に貢献している団体と理解でき、このような団体へ儀礼を尽くすことには一定の理由があるものと解する。

普通地方公共団体の長が外部団体等に儀礼的な挨拶をし、最新の情報を報告し、町政への理解を求め、意見をくみ取るなどし、お互いの意見交換を図ることは、対外的な渉外、接遇であり、その過程において社会通念上の儀礼の範囲にとどまる接遇を行うことは、当該普通地方公共団体も社会的実態を有するものとして活動している以上、許容されるべきものである。

請求人は、営利団体の主催する行事への交際費の支出は、法第2条第14項の規定に反した違法、不当な支出であると主張しているが、行事への出席に伴って交付した祝儀は、町長交際費の適正かつ公正な執行を図るために定めている執行基準に基づいて支出したものである。請求人は、法第2条第14項の規定を違法とする根拠条文としているが、同規定は地方自治運

営の基本原則を規定したものであり、この規定から直接的に町長の交際費の支出についての具体的な義務を導き出すことはできないものと解するのが相当であり、交際費は職務執行上の交際に費消されるものであって、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているか否かをもって判断すべきものとされている。社会通念上儀礼の範囲を逸脱しているか否かについては、行政事務及び事業と会合等の関連性、接遇の必要性、接遇の相手方の身分及び地位、接遇の内容等から判断すべきであり、職工組合への交際費の支出は、いずれも、町政についての理解を求める機会として捉え、各種行政分野に関する情報、意見交換や意思疎通を目的としたもので、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱した交際費の支出には当たらないものと判断する。また、交際費の額については、執行基準に基づいて5千円を限度に支出しているものであり、交際費としての支出には違法性、不当性はないものと解する。

4 町長に対する監査委員の意見

町も社会的実態を有するものとして活動している以上、町の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、町長が各種団体等の主催する行事に列席することや、その際に交際費から祝い金を主催者に交付することなどの交際をすることについては、町長に一定の裁量権があるものと考えられている。

それゆえに、復興事業の進展をはじめ、行政に対する町民の関心が高まっている昨今、事務事業の遂行に当たっては、町民に対する説明責任を果たすとともに、行政運営の透明性を高めることが求められている。

特に、交際費はその用途が町民の誤解を受けやすい経費であることから、支出に当たっては、その必要性や妥当性等を十分に検討の上、町長交際費の執行に関する基準に基づき、引き続き適正な執行に努められたい。また、町長交際費の執行に関する基準は、平成15年4月1日の制定以来、平成24年12月1日までの間に社会経済状況の変化に応じて4回の見直しがなされているが、今後も、社会経済の動向に留意し、変化が生じたときは検討をし、見直しをされるよう要望する。